別表　［ユニバーサルコネクト　アドバンス　モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ］

１．ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第４項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

２．ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、ＦＥＮＩＣＳネットワークサービス用電気通信回線およびＦＥＮＩＣＳネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、移動無線機器より５Ｇパケット網およびＸｉパケット網を利用したパケット交換方式による電気通回線を用いてデータ通信を利用できるようにするネットワークサービスです。

ユニバーサルコネクト　アドバンス　モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ

- 初期サービス
- 端末利用サービス
- 接続サービス
  - 定額プランサービス
  - 定額プラン繰越有サービス
  - 月間シェアリングプランサービス
  - 月間定額シェアリングプランサービス
  - 月間定額シェアリングプラン繰越有サービス
- オプションサービス
  - ＳＩＭ再発行サービス
  - 利用料プラン変更サービス
  - 設定変更サービス

３．ネットワークサービス提供の前提条件

（１）別途甲と乙の間において「ＦＥＮＩＣＳ　ユニバーサルコネクト　アドバンス　基本サービス」および「ＦＥＮＩＣＳビジネスマルチレイヤーコネクト／ビジネスＶＰＮプラス／ビジネスＶＰＮ／ビジネスＩＰ／ビジネスＥｔｈｅｒｎｅｔ／ビジネスＷＶＳ」の提供に関する契約がなされているものとします。

（２）甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備を用意するものとします。

（３）乙は、甲が本ネットワークサービスを利用するにあたり、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラヒック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。

（４）第４項（３）ａ．および　ｅ．記載のサービスは、乙が甲に対して当該サービスが利用可能となった旨をサービス開始通知書により通知をした日（開通日）より、甲の利用があったものとみなし、従量払利用料金が発生するものとします。

４．ネットワークサービスの内容

（１）初期サービス

乙は、甲が次号のサービスを利用できるようにするために、ＦＥＮＩＣＳネットワークサービス用電気通信設備およびＦＥＮＩＣＳネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行うとともに、甲に対し移動無線機器およびＳＩＭカード（ＳＩＭ利用タイプにおいてはＳＩＭカードのみ）を貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された移動無線機器およびＳＩＭカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、移動無線機器およびＳＩＭカードを乙に返却するものとします。なお、本ネットワークサービスの初期サービスには、端末利用料一括型、端末利用料月額型およびＳＩＭレンタル型があります。端末利用料月額型初期サービスを契約した場合には、端末利用サービスを契約するものとします。

（２）端末利用サービス

乙は、甲が端末利用料月額型初期サービスにおいてに、甲に貸与する移動無線機器の利用料を、利用月毎に甲より収受するものとします。

（３）接続サービス

乙は、株式会社ＮＴＴドコモの提供する５Ｇパケット網およびＸｉパケット網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

ａ．定額プランサービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大４．９Ｇｂｐｓまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大１．１Ｇｂｐｓまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、特定のＳＩＭカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量を超えた時点で、当該ＳＩＭカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大１２８Ｋｂｐｓに変更するものとします。

品　目	内　容
１０ＧＢプラン	特定のＳＩＭカードにかかる通信量が上り下り合わせて１０ＧＢまで利用可能なプラン
２５ＧＢプラン	特定のＳＩＭカードにかかる通信量が上り下り合わせて２５ＧＢまで利用可能なプラン
５０ＧＢプラン	特定のＳＩＭカードにかかる通信量が上り下り合わせて５０ＧＢまで利用可能なプラン

ｂ．定額プラン繰越有サービス

乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大４．１Ｇｂｐｓまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大５０Ｍｂｐｓまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、特定のＳＩＭカードにかかる上り下り合わせた当月の通信量が、プラン容量および先月度の繰り越し容量の総計を超えた時点で、当該ＳＩＭカードにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共

に最大１２８Ｋｂｐｓに変更するものとします。また、甲は、当月（1日から末日）の余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月に繰り越すことはできません。

品　目	内　容
１０GBプラン	特定のＳＩＭカードにかかる通信量が上り下り合わせて１０GB＋前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
２５GBプラン	特定のＳＩＭカードにかかる通信量が上り下り合わせて２５GB＋前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
５０GBプラン	特定のＳＩＭカードにかかる通信量が上り下り合わせて５０GB＋前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン

ｃ．月間シェアリングプランサービス
乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大４．９Ｇｂｐｓまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大１．１Ｇｂｐｓまで符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、複数のＳＩＭカード（以下「シェアリンググループ」という）にかかる上り下り合わせた当月（1日から末日）の通信量の総和（以下「実送受信量」という）がプラン容量を超えた場合、実送受信量から利用料に含まれるデータ送受信量（以下「基本送受信量」という）を差し引いたデータ送受信量に応じた超過利用料を加算して、甲より収受するものとします。その際、超過利用料は１００MBごとに加算されるものとします。

品　目	内　容
月間１GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が１GBまで利用可能なプラン
月間３GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が３GBまで利用可能なプラン

ｄ．月間定額シェアリングプランサービス
乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大４．９Ｇｂｐｓまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大１．１Ｇｂｐｓまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大１２８Ｋｂｐｓに変更するものとします。

品　目	内　容
月間定額１GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が１GBまで利用可能なプラン
月間定額３GBシェアリングプラン	シェアリンググループの基本送受信量が３GBまで利用可能なプラン

ｅ．月間定額シェアリングプラン繰越有サービス
乙は、甲設備への伝送方向（下り）について最大４．９Ｇｂｐｓまで、甲設備からの伝送方向（上り）については最大１．１Ｇｂｐｓまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いてネットワークサービスを提供します。なお、乙は、シェアリンググループにかかる実送受信量がプラン容量を超えた場合、当該シェアリンググループにかかる電気通信に対して、その月の末日まで、通信速度を上り下り共に最大１２８Ｋｂｐｓに変更するものとします。なお、実送受信量が規定通信量を下回る場合は、当月（1日から末日）に余った通信容量を翌月に繰り越すことが可能ですが、翌々月に繰り越すことはできません。

品　目	内　容
月間定額１GBシェアリングプラン繰越有	シェアリンググループの基本送受信量が１GB＋前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン
月間定額３GBシェアリングプラン繰越有	シェアリンググループの基本送受信量が３GB＋前月度の繰越容量分まで利用可能なプラン

ｆ．ＳＩＭ再発行サービス
乙は、甲から故障または損壊したＳＩＭカードが返送され、故障または損壊していることを確認した場合には、代替のＳＩＭカードを貸与します。貸与期間は貸出時から接続サービスの終了時までとし、甲は、当該期間中、乙から貸与された代替のＳＩＭカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、接続サービスの終了時には、当該代替のＳＩＭカードを乙に返却するものとします。
ｇ．利用料プラン変更サービス
乙は、甲が同一プラン内の容量プランを変更して利用するための、プラン変更を実施します。
ｈ．設定変更サービス
乙は、甲が本ネットワークサービスの利用にあたり、ＤＮＳやプールアドレスの設定変更、ゲートウェイ利用サービスの帯域の変更などをする場合に、甲が当該変更後も本ネットワークサービスを継続して利用できるようにするために所定の作業を実施します。
ｉ．予備機提供サービス
乙は、乙の責によらない移動無線機器の故障または損壊により、本ネットワークサービスが利用できない状態になった場合に備え、あらかじめ予備の移動無線機器を甲に貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された予備の移動無線機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、当該予備の移動無線機器を乙に返却するものとします。なお、当該予

備の移動無線機器には、ＳＩＭカードは付属しないものとし、甲は、故障または損壊した移動無線機器のＳＩＭカードをこれに差し替えて使用するものとします。

ｊ．代替機提供サービス

乙は、甲が乙から貸与された移動無線機器が故障または損壊した場合には、代替の移動無線機器を貸与します。なお、代替の移動無線機器の提供は、乙による移動無線機器の故障・損壊状況の確認後とします。

5．提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、株式会社ＮＴＴドコモの５Ｇサービスおよび Ｘｉサービスの提供区域に準ずるものとします。

6．接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、２４時間３６５日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、利用サービスネットワークサービスの提供を中断することができるものとします。

7．接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、２４時間３６５日とします。

8．接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9時から１７時３０分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは２４時間３６５日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、株式会社ＮＴＴドコモのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

9．料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月２０日締めとし、前月２１日から当月２０日とします。

１０．甲の中途解約について

（1）本ネットワークサービスのうち接続サービスにおいては、利用規約の定めにかかわらず、中途解約料金を以下の金額とするものとします。

ａ．サービス実施開始日より１年を経過していない時点での中途解約については、１回線あたり２０，０００円

ｂ．サービス実施開始日より１年経過したが基本実施期間内での中途解約については、１回線あたり１０，０００円

１１．サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間をおいて本ネットワークサービスを終了できるものとします。

１２．免責事項

本サービスの提供の義務は接続サービス提供開始時に乙が別途定める機器および当該機器に対応するＯＳ（以下あわせて「対応機器等」という）に対してのみに限られるものとし、乙は甲が対応機器等を変更したことに起因して本サービスの提供ができない場合についてはいかなる法律上の責任も負わないものとします。

本サービスで利用する移動無線機器、ＳＩＭカードおよび対応機器のセキュリティ対策（ファームウエアの更新、利用環境に応じた機器の設定・管理、セキュリティ対策の有効性確認を含む）は、甲の責任において実施するものとし、甲が当該セキュリティ対策を実施しなかったことに起因する損害について、乙はいかなる法律上の責任も負わないものとします。

本サービスの通信速度は、技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。ベストエフォート方式による提供となり、実際の通信速度は、通信端末、通信環境、ネットワークの混雑状況に応じて変化します。

１３．品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品　名	型名	備　考	支払種別	単位
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ ＳＩＭレンタル　初期費	ＮＳ２Ｅ２５０Ｓ	ＳＩＭのみ貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ 端末利用料　一括型初期費（ＦＳ０５０W）	ＮＳ２Ｅ２５４Ｓ	Ｗｉ－Ｆｉ端末貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ 端末利用料　月額型初期費（ＦＳ０５０W）	ＮＳ２Ｅ２５５Ｓ	Ｗｉ－Ｆｉ端末貸与	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ 端末利用料（ＦＳ０５０W）	ＮＳ２Ｅ２６６Ｇ	Ｗｉ－Ｆｉ端末貸与 ※月額型初期費選択の場合に契約	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ １０ＧＢ　利用料	ＮＳ２Ｅ２５２Ｇ	通信量上限：１０ＧＢ	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ ２５ＧＢ　利用料	ＮＳ２Ｅ２５１Ｇ	通信量上限：２５ＧＢ	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ ５０ＧＢ　利用料	ＮＳ２Ｅ２５０Ｇ	通信量上限：５０ＧＢ	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Dタイプ １０ＧＢ繰越有　利用料	ＮＳ２Ｅ２５６Ｇ	通信量上限：１０ＧＢ＋繰越分	従量料金制（従量払）	ＩＤ

モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ ２５ＧＢ繰越有　利用料	ＮＳ２Ｅ２５５Ｇ	通信量上限：２５ＧＢ＋繰越分	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ ５０ＧＢ繰越有　利用料	ＮＳ２Ｅ２５４Ｇ	通信量上限：５０ＧＢ＋繰越分	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 月間１ＧＢシェアリング　利用料	ＮＳ２Ｅ２５９Ｇ	月間１ＧＢシェアリング	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 月間３ＧＢシェアリング　利用料	ＮＳ２Ｅ２５８Ｇ	月間３ＧＢシェアリング	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 月間シェアリングプラン　超過料	ＮＳ２Ｅ２６４Ｇ	１００ＭＢ毎	従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 月間定額１ＧＢシェアリング　利用料	ＮＳ２Ｅ２６１Ｇ	月間定額１ＧＢシェアリング	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 月間定額３ＧＢシェアリング　利用料	ＮＳ２Ｅ２６０Ｇ	月間定額３ＧＢシェアリング	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 月間定額１ＧＢシェアリング繰越有　利用料	ＮＳ２Ｅ２６３Ｇ	月間定額１ＧＢシェアリング繰越有	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 月間定額３ＧＢシェアリング繰越有　利用料	ＮＳ２Ｅ２６２Ｇ	月間定額３ＧＢシェアリング繰越有	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバモバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 端末利用料　予備機提供費（ＦＳ０５０Ｗ）	ＮＳ２Ｅ２５６Ｓ		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 端末利用料　代替機提供費（ＦＳ０５０Ｗ）	ＮＳ２Ｅ２５７Ｓ		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ ＳＩＭ再発行費	ＮＳ２Ｅ２５１Ｓ		従量料金制（従量払）	式
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 利用料プラン変更費	ＮＳ２Ｅ２５２Ｓ	現行プランから他のプランへの変更時に契約必須（回線毎）	従量料金制（従量払）	ＩＤ
モバイル接続サービス　５Ｇ　Ｄタイプ 設定変更費	ＮＳ２Ｅ２５３Ｓ		従量料金制（一括払）	式

［変更内容］
（２０２１年７月２０日）本別表を適用します。
（２０２３年４月２７日）第３項（４）を追記しました。
（２０２５年７月４日）品目一覧を修正しました。

本別表では、以下の略称を用いています。

略　称	名　称
５Ｇ	第５世代移動通信システム
ＳＩＭ	Ｓｕｂｓｃｒｉｂｅｒ　Ｉｄｅｎｔｉｔｙ　Ｍｏｄｕｌｅ
ＧＢ	Ｇｉｇａ　Ｂｙｔｅ
Ｇｂｐｓ	Ｇｉｇａ　ｂｉｔｓ　ｐｅｒ　ｓｅｃｏｎｄ
ＭＢ	Ｍｅｇａ　Ｂｙｔｅ

Mbps	Mega bits per second
Kbps	Kilo bits per second
DNS	Domain Name System

以 上

別表No. N021P